### 税理士・税理士法人の皆さまへ

# 取引時確認等を的確に行うための 増置が必要です!

※「取引時確認等」の措置とは、「取引時確認」「取引記録等の保存」「疑わしい取引の届出」 等の措置のことをいいます。

※法定義務が課されているのは以下の①です。

# 取引時確認等を的確に行うためのきつの措置

#### ①取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客等についての最新の本人特定事項等を把握していることが必要です。 このため、税理士等は、確認事項について、最新の内容に保つための措置を講じなければなりません。 具体的には、契約締結時の約款に、「確認した本人特定事項等に変更があった場合には、顧客等が税理士等にこれを届け 出る」旨を盛り込むことなどの措置が必要になります。

#### ②使用人に対する教育訓練の実施

実際に顧客と接する使用人に対し、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領についての教育訓練等に努める必要があります。

#### ③取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成して、使用人に周知徹底することなどに努める必要があります。

### ④取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括 管理する者の選任

教育訓練の実施、内部規程の作成、法の遵守状況の監査等、取引時確認等の的確な実施のために必要な業務に関する責任 の所在を明らかにし、統括管理する者を選任して一元的・効率的な業務管理に努める必要があります。

### ⑤リスク評価、情報収集、記録の精査

税理士等は自らが行う取引等を調査、分析して、マネー・ローンダリングのリスクを評価した上で、これを書面化し、随時更新に努める必要があります。

また、作成した書面の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、分析するよう努める必要があります。

さらに、確認記録及び取引記録等の継続的な精査に努める必要があります。

# ⑥リスクの高い取引等を行う際の対応

税理士等が外国PEPs (外国元首や外国政府の高官等)との取引等や通常でない取引等のリスクの高い取引等を行うに際しては、統括管理者の承認を得る措置を取るよう努める必要があります。

#### ⑦必要な能力を有する職員の採用

取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する職員の採用に努める必要があります。

## ⑧必要な監査の実施

取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施に努める必要があります。

#### ▮詳しくは、国税庁HPをご覧ください

●上記の他にも「疑わしい取引の届出」や「マネー・ローンダリング及 びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の情報を掲載しています。

